

# 中央区公共工事の中間前払金取扱要綱

平成13年6月4日

13中総経第92号

(通則)

第1条 中央区契約事務規則(昭和39年3月中央区規則第10号。以下「規則」という。)

第50条の2に規定する中間前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(中間前払金の対象)

第2条 規則第50条の2第1項に規定する中間前払金の対象は、土木工事、建築工事及び設備工事(以下「工事」という。)のうち、規則第50条第1項の規定により前払金をしたものとする。ただし、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項の規定により中間前払金をすることができるものに限る。

(中間前払金の割合等)

第3条 規則第50条の2第1項に規定する中間前払金の契約金額に対する割合は、2割とする。ただし、5,000万円を限度とする。

(中間前払金の制限)

第4条 第2条の規定により中間前払金の対象とされる工事であっても、規則第51条の規定により部分払をするものについては、中間前払金を支払わない。

2 前項に規定するもののほか、区長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は中間前払金の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数整理)

第5条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前払金の対象及び割合等の明示)

第6条 中間前払金の対象とされる工事及び中間前払金の割合等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前払金に関する特約事項)

第7条 中間前払金を支払う工事の請負契約には、次に掲げる事項を中間前払金に関する特約として付するものとする。

- 一 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- 二 中間前払金の請求手続に関すること。
- 三 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
- 四 保証契約の変更にに関すること。
- 五 中間前払金の用途制限に関すること。
- 六 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前払金に係る認定)

第8条 中間前払金は、次に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- 一 工期の2分の1を経過していること。
- 二 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係

る作業が行われていること。

三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項各号に掲げる要件を満たしていることの認定について、別記第1号様式による請求があった場合は、直ちに調査を行わなければならない。

3 前項の調査は、工事主管課長（中央区工事施行規程（昭和46年6月中央区訓令甲第4号）第4条第1項に規定する工事主管課長をいう。以下同じ。）が行うものとし、工事主管課長は、その結果が妥当と認めるときは、認定調書（別記第2号様式）を作成の上、契約の相手方に交付しなければならない。

（中間前払金の請求手続）

第9条 中間前払金の請求は、前条第3項の規定による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させた上で行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 区は、中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

（契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還）

第10条 規則第50条の2第2項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3条に規定する割合等を適用して算出した中間前払金額と既に支払済みの中間前払金額との差額とする。この場合において、支払済みの中間前払金額の算出基礎となった中間前金払の割合等が、第3条に規定する割合等を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する中間前払金額を算出するに際して、その下回っている状況についても併せて勘案するものとする。

2 前項の規定により中間前払金を追加払する場合において、中間前払金の合計金額は、5,000万円を超えることができないものとする。

3 規則第50条の2第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条の規定により保証契約変更後の保証証書を区に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。

4 規則第50条の2第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（以下「法定遅延利息」という。）と同率を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

5 工事の残工期が30日未満のときその他区長が必要がないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第11条 規則第50条の2第2項の規定により中間前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。

3 規則第50条の2第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、契約の相手

方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(中間前払金の用途制限)

第12条 中間前払金は、当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

第13条 規則第50条の2第2項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第50条の2第2項の規定により中間前払金を返還させる場合には、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に法定遅延利息と同率を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を利息として徴収するものとする。

(2年度以上にわたる工事の中間前金払)

第14条 2年度以上にわたる工事であっても、契約金額の2割に相当する額の中間前払金を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の規定は、事故繰越その他の理由により次年度に繰り越される工事に係る中間前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第15条 債務負担行為を伴う工事であるため、第4条第2項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行し、同日以後に締結される契約に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区公共工事の中間前払金取扱要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別記

第1号様式（第8条関係）

# 認 定 請 求 書

年 月 日

(あて先)

住所

氏名

下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

契 約 番 号	
工 事 件 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	
摘 要	

別記

第2号様式（第8条関係）

# 認 定 調 書

契約番号	
工事件名	
工事場所	
契約の相手方	
契約年月日	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	
摘 要	

上記の工事についてその進行状況を調査したところ、中間前払金をすることができる要件を満たしていることを認定します。

年 月 日

職 氏名

印